

小山市特別用途地区建築条例 施行規則

昭和61年1月10日
小山市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市特別用途地区建築条例(昭和61年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項により提出された許可申請書について、小山市建築審査会の意見を聞いて、許可通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項により受けた許可が虚偽の申請によるものである場合においては、その許可を取り消すことができるものとする。

(工場の用途)

第3条 条例別表第1及び別表第2に掲げる工場の用途に供する建築物の許可申請書には、工場調書を添えなければならない。

(許可事項の変更)

第4条 許可を受けた建築物で、その工事が完了前に、当該建築物の許可事項に変更があった場合は、許可等事項変更届を市長に提出しなければならない。

(工事の取りやめ等)

第5条 許可を受けた建築物の全部の工事を取りやめた場合は、取止め・取下げ届に許可通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 許可の申請をした後に当該申請を取り下げようとする場合は、取止め・取下げ届を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第6条 条例及びこの規則の規定により許可を受けた建築物の計画を変更しようとする場合は、改めて許可を受けなければならない。ただし、市長が重要でないと認めたものについては、この限りでない。

(条例別表の用途に類する建築物)

第7条 条例別表第1第2項に規定するその他これらに類するものは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第4号

に該当するものとする。

2 条例別表第1第6項及び別表第2第11項に規定する規則で定めるものは、風営法第2条第1項第7号及び第6項各号並びに勝馬投票券、勝舟投票券、勝者投票券発売所等に該当するものとする。

3 条例別表第2第4項に規定するその他これらに類するものは、布教所その他の宗教的施設とする。

4 条例別表第2第10項に規定するその他これらに類するものは、風営法第2条第1項第1号及び第2号に該当するものとする。

(様式)

第8条 この規則に規定する許可申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、小山栃木都市計画特別用途地区の決定告示の日から適用する。

附 則(昭和62年8月21日規則第43号)

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則(平成元年5月23日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年2月27日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。